

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第41号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「4,348 円」を「4,396 円」に改める。

第 8 条の 2 第 2 項中「において準用する給与条例第20条第 5 項」を削る。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第2（附属機関の委員等）

番号	区分	報酬の額		旅費	所管
1	防災会議委員及び専門委員	日額	12,600円	8級	防災危機管理局
2	国民保護協議会委員	日額	12,600円	8級	
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	総務局
4	情報保護アドバイザー	日額	12,600円	8級	
5	法制アドバイザー	日額	12,600円	8級	
6	行政不服審査会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
7	公文書等専門委員	日額	12,600円	8級	
8	経営アドバイザー	日額	15,300円	8級	
9	外郭団体経営検討委員	日額	12,600円	8級	
10	職員分限審査アドバイザー	日額	12,600円	8級	
11	職員倫理審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
12	職員傷病審議会委員	日額	19,800円	8級	
13	公務災害補償等審査会 会長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
14	公立大学法人評価委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
15	入札監視等委員会 委員長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	財政局
16	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	スポーツ市民局
17	町名、町界審議会委員、特別委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
18	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
19	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
20	個人情報保護審議会 会長及び委員長 委員及び専門委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
21	消費生活審議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
22	男女平等参画苦情処理委員	日額	12,600円	8級	

23	男女平等参画審議会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
24	スポーツ推進委員	年額 19,800円	6級	
25	スポーツ推進審議会委員	日額 12,600円	8級	
26	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額 12,600円	8級	
27	大規模小売店舗立地審議会委員 及び臨時委員	日額 12,600円	8級	経済局
28	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
29	文化芸術推進評議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
30	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
31	環境審議会委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	環境局
32	地域環境審議会委員	日額 11,700円	7級	
33	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額 12,600円	8級	
34	公害健康被害認定審査会委員	日額 19,800円	8級	
35	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
36	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	健康福祉局
37	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 12,600円	8級	
38	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
39	民生委員推薦会委員	日額 12,600円	8級	
40	地域密着型サービス等及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
41	介護認定審査会委員	日額 16,200円	8級	
42	福祉有償運送運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
43	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
44	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
45	精神医療審査会委員	日額 19,800円	8級	
46	精神保健指定医	1回 19,800円	8級	
47	透析療法審査委員会委員	日額 10,000円	8級	
48	障害者差別解消調整委員会委員	日額 12,600円	8級	
49	障害支援区分認定等審査会委員	日額 16,200円	8級	
50	国民健康保険運営協議会委員	日額 12,600円	8級	

51	保健所運営協議会委員	日額	12,600円	8級	子ども青少年局
52	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
53	感染症診査協議会 委員 部会委員	日額 日額	12,600円 19,800円	8級 8級	
54	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
55	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
56	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
57	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額	12,600円	8級	
58	人とペットの共生推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
59	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
60	子育て支援企業認定審査会委員	日額	12,600円	8級	
61	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
62	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
63	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
64	児童虐待事例検証委員会委員	日額	12,600円	8級	
65	障害児保育指導委員会委員	日額	12,600円	8級	
66	子どもの権利擁護委員	1時間	10,000円	8級	
67	いじめ問題再調査委員会 委員長 委員、臨時委員及び調査員	日額 日額	17,600円 15,300円	8級 8級	住宅都市局
68	都市計画審議会 会長 委員、臨時委員及び専門委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
69	都市高速道路調査専門委員	日額	15,300円	8級	
70	広告・景観審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
71	交通問題調査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
72	建築紛争調停委員会委員	日額	12,600円	8級	
73	建築審査会 会長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
74	臨海部防災区域建築条例検討委				

	員会 委員長 委員及び臨時委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
75	開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
76	土地利用審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
77	土地区画整理審議会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
78	土地区画整理事業評価員	日額 12,600円	8級	
79	市街地再開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
80	放置自動車廃物判定委員会委員	日額 12,600円	8級	緑政土木局
81	自転車等駐車対策協議会委員	日額 12,600円	8級	
82	緑政土木局公園施設整備等事業者選定委員会委員	日額 12,600円	8級	
83	緑の審議会 会長 委員及び専門委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
84	東山動植物園再生専門委員	日額 12,600円	8級	
85	子どもいきいき学校づくり推進 審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	教育委員会 事務局
86	産業教育審議会 委員 専門員	日額 12,600円 日額 5,400円	8級 8級	
87	いじめ対策検討会議 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
88	社会教育委員	日額 12,600円	8級	
89	文化財調査委員会委員及び臨時 委員	日額 12,600円	8級	
90	図書館協議会委員	日額 12,600円	8級	
91	博物館協議会委員	日額 12,600円	8級	
92	美術館協議会委員	日額 12,600円	8級	
93	科学館協議会委員	日額 12,600円	8級	
94	指定管理者選定委員会委員及び 臨時委員	日額 12,600円	8級	
				関係局

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3（その他の非常勤の特別職の職員）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。	
3	市政資料館館長	日額 29,760円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	削除			
10	固定資産評価員	日額 26,980円	7級	財政局
11	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	スポーツ市民局
12	客員起業家	日額 50,000円	8級	経済局
13	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
14	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	
15	名古屋城建造物専門員	日額 21,400円	7級	
16	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	環境局
17	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	
18	厚生統計調査調査員	日額とし、11,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者について		健康福祉局

		は日額とし、 11,000円を上限と して任命権者が定 める額とする。		
19	厚生統計調査指導員	日額とし、11,000 円を上限として任 命権者が定める額 とする。		
20	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
21	厚生院嘱託医	日額 49,400円		
22	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
23	民生委員 市民生委員連盟理事長及 び副理事長 区民生委員協議会会長連 絡会会長及び副会長 民生委員協議会会長 民生委員		8級 7級 5級 4級	
24	認知症施策推進参与	日額 15,630円	8級	
25	知的障害者更生相談所嘱託 医	日額 49,400円		
26	身体障害者更生相談所判定 医師	日額 49,400円		
27	精神保健福祉施策推進参与	日額 49,400円	7級	
28	特別児童扶養手当認定嘱託 医	日額 21,400円		
29	保護課嘱託医	月額 117,000円		
30	国民健康保険移送費審査嘱 託医	日額 21,400円		
31	保健環境委員 市保健環境委員会会長及 び副会長 区保健環境委員会会長及 び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会 長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級	
32	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
33	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 21,400円 日額 6,400円 日額 6,400円		
34	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	子ども青少 年局
35	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
36	児童相談所参与	日額 15,630円	8級	
37	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医 師	日額 21,400円 日額 49,400円		
38	保育所嘱託医 産後休暇明け園等	年額 402,500円		

	一般園	年額 251,600円		
39	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円		
40	児童扶養手当等嘱託医	日額 21,400円		
41	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円		
42	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円		
43	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	
44	子どもの権利擁護機関参与	日額 15,630円	8級	
45	子どもの権利擁護機関専門調査員	1時間 8,600円	7級	
46	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	
47	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級	住宅都市局
48	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。		緑政土木局
49	特別支援教育スーパーバイザー	1回 21,400円	7級	教育委員会事務局
50	特別支援教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
51	ことばのアドバイザー	1回 15,000円	4級	
52	幼児教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
53	いじめ対策検討会議調査員	日額 12,600円	8級	
54	医療的ケア指導医	1回 21,400円	7級	
55	教育支援嘱託医	1回 21,400円	7級	
56	学校産業医	月額 200,000円	7級	
57	学校衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
58	学校医 内科 眼科及び耳鼻咽喉科 精神科	年額とし、284,000円に460円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、241,000円に460円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、241,000円に24,600円に相談回数を乗じて得	7級 7級 7級	

	精神科（特別支援学校）	た額を加算した額とする。 年額 417,900円	7 級	
59	学校歯科医	年額とし、241,000円に 460 円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7 級	
60	学校薬剤師	年額とし、205,400円（水泳プールの水質検査を行う者にあっては、218,045 円）に 4,640円に学級数を乗じて得た額を加算した額とする。	7 級	
61	教育支援センター参与	日額 15,630円	8 級	
62	教育支援センター嘱託医師	1 回 21,400円	7 級	
63	教育支援センターセラピスト	1 回 18,500円	7 級	
64	博物館長	日額 29,760円	9 級	
65	博物館参与	日額 15,630円	8 級	
66	美術館長	日額 29,760円	9 級	
67	美術館参与	日額 15,630円	8 級	
68	科学館長	日額 29,760円	9 級	
69	教育センター嘱託弁護士	1 回 25,900円	7 級	
70	教育センター嘱託医師	1 回 21,400円	7 級	
71	教育センター特別教育相談員	1 回 21,400円	7 級	
72	教育センター嘱託心理士	1 回 18,500円	7 級	
73	教育センター嘱託社会福祉士	1 回 18,500円	7 級	
74	消防局産業医	1 回 21,400円	7 級	消防局
75	消防局衛生管理医師	1 回 21,400円	7 級	
76	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長	年額とし、41,700円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	8 級	
	区消防団連合会長（市消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、41,700円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7 級	
	消防団長（市消防団連合会長又は区消防団連合会長である者を除く。）	年額とし、41,700円に 8,000 円を上限として市長が定	5 級	

	副団長	める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、38,400円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	
	部長	める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、35,100円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	
	班長	める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、31,800円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	
	団員	める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、28,500円に8,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	
77	消防団員（機能別消防団）	1回 1,000円	4級	

- 備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。
- 2 1の項災害対策委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額2,509円を支給する。
- 3 11の項区政協力委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額3,501円、区政協力委員にあっては月額2,509円を支給する。
- 4 23の項民生委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市民生委員連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあっては月額3,501円、民生委員にあっては月額2,509円を支給する。
- 5 31の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並びに学区保健環境委員会会長にあっては月額3,501円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあっては月額2,509円を支給する。
- 6 46の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額2,509円を支給する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年名古屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」を削る。

第10条第1項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改め、同項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改め、同条第2項及び第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「扶養親族たる父母等」に改める。

第10条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))」を加える。

第11条第2項第1号中「いう。))」を「いう。))」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数に乗じて得た額)」を削り、同条第3項中「でその利用が市長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。))

第11条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の3第1項中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「又は公署の移転」を「、公署の移転又は給料表の適用」に改める。

第12条の28第1項第1号イからエまでを次のように改める。

イからエまで 削除

第20条第5項中「現在）」を「現在。以下同じ。）」に改める。

第20条の2第2項第1号中「勤勉手当基礎額」の次に「（特定管理職員にあっては、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額）」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額（特定管理職員にあっては、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額）とする。

第20条の4第1項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の5中「禁^こ錮」を「拘禁刑」に改める。

第20条の8第4項中「、第10条の3」を削る。

附則第16項中「66,700円」を「66,900円」に改める。

別表第3 2 教育職給料表(2)を次のように改める。

2 教育職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	201,000	215,700	278,400	281,300	389,600
2	202,500	217,300	280,300	283,500	392,300
3	204,000	218,900	282,200	285,600	394,900
4	205,400	220,400	284,100	287,700	397,500
5	206,800	221,900	286,000	289,800	400,100
6	208,300	223,500	288,500	292,400	403,000
7	209,800	225,100	291,000	294,900	405,900
8	211,200	226,700	293,500	297,400	408,800
9	212,600	228,300	295,900	299,900	411,700
10	214,100	230,000	298,500	302,700	414,200
11	215,600	231,700	301,100	305,400	416,600
12	217,000	233,300	303,700	308,100	419,000
13	218,400	234,900	306,300	310,800	421,400
14	219,900	236,600	309,000	313,600	423,400
15	221,400	238,300	311,700	316,400	425,400
16	222,800	239,900	314,400	319,100	427,300
17	224,200	241,500	317,100	321,800	429,200
18	225,700	243,200	319,500	324,200	431,200
19	227,200	244,900	321,900	326,600	433,200
20	228,600	246,600	324,300	329,000	435,100
21	230,000	248,300	326,600	331,300	437,000
22	231,500	250,100	328,900	333,700	439,000
23	233,000	251,900	331,200	336,000	441,000
24	234,400	253,700	333,400	338,300	442,900
25	235,800	255,500	335,600	340,600	444,800
26	236,800	257,300	337,800	342,900	446,800
27	237,800	259,100	340,000	345,200	448,800
28	238,800	260,900	342,200	347,500	450,700
29	239,700	262,700	344,300	349,800	452,600
30	241,000	264,000	346,400	352,100	454,600
31	242,200	265,300	348,400	354,400	456,600
32	243,400	266,600	350,400	356,600	458,500
33	244,600	267,800	352,400	358,800	460,400
34	245,900	269,400	354,500	361,100	462,000
35	247,200	270,900	356,600	363,300	463,600
36	248,500	272,400	358,700	365,500	465,200
37	249,700	273,900	360,700	367,700	466,800
38	251,600	275,500	363,200	369,700	467,900
39	253,500	277,100	365,600	371,700	468,900
40	255,300	278,700	368,000	373,600	469,900

41	257,100	280,300	370,400	375,500	470,900
42	258,600	282,200	372,800	377,500	471,900
43	260,000	284,100	375,200	379,400	472,800
44	261,400	285,900	377,600	381,300	473,700
45	262,800	287,700	380,000	383,200	474,600
46	264,200	289,600	382,000	385,100	475,500
47	265,600	291,500	384,000	387,000	476,400
48	266,900	293,400	386,000	388,800	477,300
49	268,200	295,200	388,000	390,600	478,200
50	268,700	297,400	389,700	392,500	479,100
51	269,200	299,600	391,400	394,400	480,000
52	269,700	301,800	393,100	396,200	480,900
53	270,200	303,900	394,800	398,000	481,800
54	271,500	306,400	396,500	399,600	482,600
55	272,800	308,900	398,200	401,100	483,400
56	274,100	311,400	399,900	402,600	484,200
57	275,300	313,800	401,500	404,100	484,900
58	276,500	316,200	403,000	405,600	485,700
59	277,700	318,600	404,500	407,100	486,500
60	278,900	320,900	406,000	408,600	487,300
61	280,100	323,200	407,500	410,100	488,000
62	281,400	325,600	408,700	411,600	488,800
63	282,700	328,000	409,900	413,100	489,600
64	284,000	330,300	411,100	414,600	490,300
65	285,300	332,600	412,300	416,000	491,000
66	286,600	334,800	413,600	417,500	491,800
67	287,900	337,000	414,900	418,900	492,600
68	289,100	339,200	416,100	420,300	493,300
69	290,300	341,400	417,300	421,700	494,000
70	291,500	343,700	418,500	423,200	494,800
71	292,700	346,000	419,700	424,600	495,600
72	293,800	348,300	420,900	426,000	496,300
73	294,900	350,500	422,000	427,400	497,000
74	295,900	353,100	423,000	428,800	497,800
75	296,800	355,700	424,000	430,200	498,500
76	297,700	358,200	425,000	431,600	499,200
77	298,600	360,700	426,000	433,000	499,900
78	299,800	363,200	427,000	434,400	
79	301,000	365,600	428,000	435,800	
80	302,200	368,000	429,000	437,200	
81	303,300	370,400	429,900	438,600	
82	304,500	372,800	430,900	440,000	
83	305,700	375,200	431,900	441,400	
84	306,900	377,600	432,800	442,800	

85	308,000	380,000	433,700	444,200
86	309,200	382,000	434,700	445,600
87	310,400	384,000	435,600	447,000
88	311,600	386,000	436,500	448,400
89	312,800	388,000	437,400	449,800
90	314,000	389,700	438,100	450,600
91	315,200	391,400	438,700	451,400
92	316,400	393,100	439,300	452,200
93	317,500	394,800	439,900	452,900
94	318,800	396,500	440,500	453,600
95	320,100	398,200	441,100	454,300
96	321,400	399,900	441,700	455,000
97	322,700	401,500	442,200	455,600
98	323,300	403,000	442,800	456,300
99	323,800	404,500	443,400	457,000
100	324,300	406,000	444,000	457,600
101	324,800	407,500	444,500	458,200
102	325,300	408,600	445,000	458,800
103	325,800	409,700	445,500	459,300
104	326,300	410,700	446,000	459,800
105	326,800	411,700	446,500	460,300
106	327,300	412,800	447,000	460,800
107	327,800	413,800	447,500	461,300
108	328,300	414,800	448,000	461,800
109	328,800	415,800	448,400	462,300
110	329,400	416,500	448,900	462,800
111	330,000	417,100	449,400	463,300
112	330,600	417,700	449,900	463,800
113	331,100	418,300	450,400	464,300
114	331,600	418,900	450,900	464,800
115	332,000	419,500	451,400	465,300
116	332,400	420,000	451,900	465,800
117	332,800	420,500	452,300	466,300
118	333,200	421,100		
119	333,500	421,600		
120	333,800	422,100		
121	334,100	422,600		
122	334,400	423,100		
123	334,700	423,600		
124	335,000	424,100		
125	335,200	424,500		
126	335,600	425,000		
127	336,000	425,500		
128	336,300	426,000		

129	336,600	426,400			
130	337,000	426,900			
131	337,400	427,400			
132	337,800	427,900			
133	338,200	428,300			
134	338,600	428,800			
135	339,000	429,300			
136	339,300	429,800			
137	339,600	430,200			
138		430,700			
139		431,200			
140		431,700			
141		432,100			
142		432,600			
143		433,100			
144		433,600			
145		434,000			
146		434,500			
147		435,000			
148		435,500			
149		435,900			
150		436,400			
151		436,900			
152		437,400			
153		437,800			
154		438,300			
155		438,800			
156		439,300			
157		439,700			
158		440,200			
159		440,700			
160		441,200			
161		441,600			
162		442,100			
163		442,600			
164		443,100			
165		443,500			
166		444,000			
167		444,500			
168		445,000			
169		445,400			
170		445,900			
171		446,400			
172		446,900			

173		447,300			
174		447,800			
175		448,300			
176		448,700			
177		449,100			

- 備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。
- 3 この表の適用を受ける定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1 級	2 級	特2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円	円
基準給料月額	223,400	275,500	296,200	316,800	395,100

別表第 7 3 教育職給料表 (2) 級別基準職務表中

「

3 級	教頭又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務に従事する指導主事若しくは管理主事の職務
-----	---

」

を

「

特 2 級	主幹教諭又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務に従事する指導主事、管理主事若しくは社会教育主事の職務
3 級	教頭又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務に従事する指導主事若しくは管理主事の職務

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）から施行する。ただし、第 2 条（職員の給与に関する条例第 20 条の 4 及び第 20 条の 5 の改正規定に限る。）、附則第 8 項、第 10 項から第 12 項まで及び第 13 項（名古屋市職員互助会条例（昭和 37 年名古屋市条例第 41 号）附則第 2 項の改正規定に限る。）の規定は同年 6 月 1 日（以下「一部施行日」という。）から、第 1 条（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例別表第 3 の改正規定（10 の項に係る部分に限る。）に限る。）及び附則第 7 項（特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和 26 年名古屋市条例第 6 号）第 2 条第 2 号の改正規定及び附則第 7 項を削る改正規定を除く。）の規定は規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 切替日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における第 2 条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）第 9 条の規

定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 著しい心身の機能の障害がある者」とあるのは「(5) 著しい心身の機能の障害がある者」とあるのは「(6) 配偶

者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、

同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,000円」と、「扶養親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等（前項第6号に該当する扶養親族を除く。）」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については4,000円（行8級職員等にあつては、2,000円）とする」とする。

- 3 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「第5号」とあるのは「第6号」と、同条第2項中「(5) 著しい心身の機能の障害がある者」とあるのは「(5) 著しい心身の機能の障害がある者」

「(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「12,000円」と、「扶養

親族たる父母等」とあるのは「扶養親族たる父母等（前項第6号に該当する扶養親族を除く。）」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については2,000円（行8級職員等にあつては、1,000円）とする」とする。

- 4 改正後給与条例第11条の3第1項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。
- 5 一部施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後給与条例第20条の5第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同

条第 4 項とする。

第 6 条第 1 項中「、第20条の 2」を削り、同条第 2 項中「第 4 条第 1 項、第19条の 2 第 1 項、第20条第 3 項」を「第19条の 2 第 1 項、第20条第 3 項、第20条の 2 第 3 項」に改め、「、第 4 条第 1 項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。））」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と」を削り、「1,000 分の 1,725」を「100 分の95」と、第20条の 2 第 3 項中「10,000分の10,625」とあるのは「10,000分の10,625、特定任期付職員にあっては 1,000 分の 875」に改め、「勤勉手当を除き、」及び「任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、」を削る。

（特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正）

- 7 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、管理者及び固定資産評価員」を「及び管理者」に改める。

第 2 条第 2 号中「1,100,000 円」を「1,052,000 円」に改め、同条第 6 号を削る。

第 3 条第 2 項中「前条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 6 号まで」を「前条各号」に改め、同条第 4 項中「及び第10条の 3」を「、第10条の 3 及び第 11条」に改め、「、給与条例第11条の規定は、前条第 4 号から第 6 号までに掲げる職員に」を削る。

附則第 7 項を削る。

（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

- 8 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項中「、「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」と、改正前の条例第47条中「禁錮」とあるのは「拘禁刑」に改める。

- 9 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一

部を改正する条例（令和 5 年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和 6 年名古屋市条例第27号）」を「名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する条例及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和 7 年名古屋市条例第 41号）」に、「63 の項、65 の項及び 67 の項」を「66 の項及び 68 の項」に改める。

（職員退職手当条例の一部改正）

- 10 職員退職手当条例（昭和31年名古屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第18条、第19条（見出しを含む。）、第20条第 1 項第 1 号及び第22条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置）

- 11 一部施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、前項の規定による改正後の職員退職手当条例第18条第 1 項（第 1 号及び第 2 号に係る部分に限る。）及び第 5 項（第 1 号から第 3 号までに係る部分に限る。）、第19条第 1 項（第 1 号に係る部分に限る。）並びに第22条第 3 項及び第 4 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（退隠料等条例の一部改正）

- 12 退隠料等条例（昭和18年名古屋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第10条第 1 項第 2 号中「懲役若ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第21条第 1 項第 2 号中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

刑法（明治40年法律第45号）第27条第 3 項（第 2 号ニ係ル部分ニ限ル）及第27条の 7 第 3 項（第 2 号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前項第 2 号ノ規定

ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

第29条第1項中「懲役又ハ禁錮ノ刑」を「拘禁刑」に改め、同条第2項中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条に次の1項を加える。

刑法第27条第3項（第2号ニ係ル部分ニ限ル）及第27条の7第3項（第2号ニ係ル部分ニ限ル）ノ規定ハ前2項ノ規定ノ適用ニ関シテハ之ヲ適用セズ

附則第10条中「第21条第2項」を「第21条第3項」に改める。

（名古屋市職員互助会条例の一部改正）

- 13 名古屋市職員互助会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に改める。

第3条中「次の各号」を「次」に、「もの」を「者」に改め、同条第2号を次のように改める。

（2）削除

附則第2項中「、「ならない」を「「ならない」と、改正前の条例第47条中「禁錮」とあるのは「拘禁刑」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

- 14 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「、災害派遣手当」を「及び災害派遣手当」に改め、「及び特定任期付職員業績手当」を削る。

第5条の3中「又は在勤する公署の移転」を「、在勤する公署の移転又は新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に、「又は公署の移転」を「、公署の移転又は給料表の適用」に改める。

第9条の3第2項中「、第4条の3」を削り、同条第3項中「、第9条及び第11条」を「及び第9条」に改める。

第12条の2を削る。

第15条中「、奨励手当及び特定任期付職員業績手当」を「及び奨励手当」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 15 前項の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第5条の3の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。